

# JP CAN NEWS

5

号



「オブジェとしてのヌード」  
写真:白鳥 真太郎 HJPI320100002603

## CONTENTS

### 目次

- 卷頭言 日本スポーツプレス協会 会長 水谷章人 2
- 最新ニュース 終了権ってなんですか？ JPS研修会報告 3
- スペシャルレポート3 変動するストックフォトエージェンシーの世界 4
- シリーズ著作権④ 「クリエイティブコモンズと写真の著作権」 6

一般社団法人

日本写真著作権協会 [www.jpca.gr.jp](http://www.jpca.gr.jp)

# 卷頭言



一般社団法人 日本スポーツプレス協会  
会長 水谷 章人

日本スポーツプレス協会は「スポーツ・ジャーナリストの職能を確立擁護し表現及び報道の自由に務め、日本のスポーツ界の発展に寄与する」事を目標に、1976年6月に設立されました。そして、2010年6月一般社団法人となり来年40周年を迎えます。

スポーツがビジネスとして成功し様々な競技団体が事業形態を変えてゆく中、我々の活動環境はどんどん窮屈になりつつあります。それは、私達の被写体の多くが競技大会やイベントにあり、そこに入る為には取材申請（メディア申請）が必要だからです。報道はメディアと同じ意味ではないはずですが、広報媒体程度の認識の中で我々個人の序列は低くその場に立つ迄の苦労は絶えません。特に経験の少ない若い会員にとって難しく、次世代のプロが育ち難い状況にあります。また映像のデジタル化は、活動と仕事環境を大きく変えてきました。仕事環境は、フィルム時代に比べ益々過酷になりつつあります。一方で活動環境は、個人からの発信が容易になり、画像処理と機材の進歩は比較にならない程表現の可能性を膨らませました。また、機材が良くなる中で見えてきた事が、写真報道の原点です。我々がそこにいる理由は、被写体と作者双方のその人しか見えない世界を表現し伝える為であり、それこそが報道だからです。

限られたスペースと同じような状況でも見えているものは違います。決して同じ写真はあり得ないと確信し瞬間を切りとり続ける事、それがAJPSの使命であると肝に命じなければなりません。また、JPCAと共に個々の権利義務が社会的にどう扱われる意識されて行くかを広い視野で捉え、基本的な協会活動に活かして行こうと考えています。



## 一般社団法人 日本スポーツプレス協会

代表者》水谷 章人

設立年》1976年

会員数》正会員173名、名誉会員1名、会友1名、特別会員1名

賛助会員》18社

協会事務局》〒112-0013 東京都文京区音羽1-21-10 関根ビル603号

電話》03-3946-9033

FAX》03-5981-9606

URL》<http://www.ajps.jp>

e-mail》[info@ajps.jp](mailto:info@ajps.jp)

AJPS本年度事業は、10月に報道写真展と年度末のAJPSマガジン発刊です。来年に迫った40周年記念事業と2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け会員一同新たな事業展開への準備に邁進致します。



去る3月9日、東京のJCIIビルで“—新しい著作権制度を求めて—「アメリカ著作権法における終了権制度」の研究”と題した日本写真家協会の著作権研修会が開催されました。

当日は東洋大学法学部の安藤和宏准教授を講師に招いて、この「忘れられた条項」についての講演が行われました。

## 終了権ってなんですか？

アメリカの著作権法にある制度で、著作者が第三者に譲渡したりライセンスした権利も一定期間（現在は35年）経過したらその契約の終了を求める事ができるというものです。

一般的に著作者は交渉において有利な立場を取りにくく、後になって価値が上昇する、または想定を超える長期間にわたって価値が持続する事は交渉の時点では考慮されないケースがほとんどで、金銭的に不利な条件を飲まざるを得ない場合が多くなります。

そこでアメリカ法では著作権者やその遺族を保護する意味合いからこの「終了権」を導入しています。

この制度によって、契約終了時点で再契約を結ぶことで契約金などの形で経済的な均衡をとるチャンスが与えられています。

# ONE POINT



音楽の世界では、70年代後半に大ヒットしたヴィレッジ・ピープルの楽曲がロングセラーとなり、この終了権制度によって作曲者が再契約金を手にした事が知られています。

余談ですが、この作曲者の夫人が弁護士で、この制度の適用をご主人にアドバイスした事がきっかけとなつたと言われています。(文責:岡野)

### 【図解 終了権】

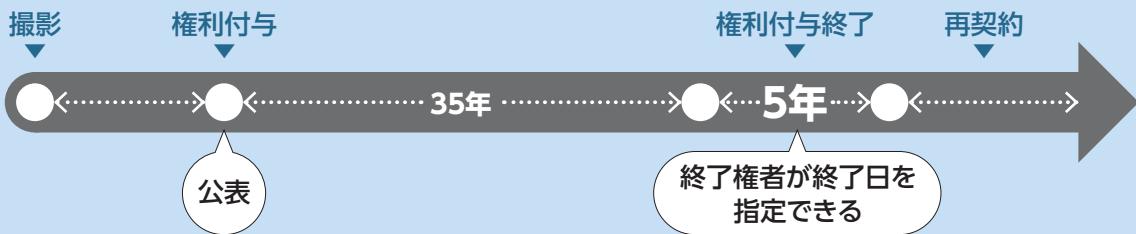


写真:岡野一之 HJPI320200000962

# 変動するストックフォトエージェンシーの世界

JPAA小羽会長に聞く

プロ写真家や広告宣伝、出版編集業務に関わった者ならば、少なからず交流のあるストックフォトエージェンシー。ネット媒体の発展とともに大きく変革した業界の現状と動向について、設立44年を迎えた(社)日本写真エージェンシー協会(JPAA／URL:<http://www.jpaa.gr.jp/>)の小羽真司会長と諏訪博之理事に聞いた。

## 新しい動きはアメリカから

現在のストックフォト業界は、いわゆるレンタルからITビジネスへと大きく変貌を遂げた。「この業界の新しい動きは常にアメリカからなんです」(諏訪)以前はカタログなどで探していたものが、冊子ではなく完全にウェブサイトでの検索に変わり、ITビジネスに組み込まれたことはその典型である。その結果、デジタルデータ全体を商材として扱い、写真はそのひとつとしてイラストや動画と同列に提供するようになった。大規模なエージェンシーでは数千万、海外では億単位の”データ”を管理している企業もあるという。

使用者が一度契約すれば何度でも使用できる”ロイヤリティフリー”と呼ばれる売り切り型の販売形態や、極端に安価な”マイクロストック”などの手法で参入する会社の多くはフルデジタルでの運用経験しか持たないのが実情だ。JPAAでも以前は80社あった会員数が現在では

30社程度となり、その多くは広義のコンテンツビジネスの一環としてエージェンシー業務を行っている。



一般社団法人 日本写真エージェンシー協会  
理事 諏訪 博之

## 写真家の質も変わってきている

ストックフォト写真家に求められる資質も様変わりしている。従来プロ写真家の世界であったこの業界も、IT化によって裾野が広がり、現在では一般的な主婦までもが参入する時

代である。「写真の中身よりも、付随するメタデータをいかに処理して作るか。**要はITリテラシーの方が重要なってきました**」(諏訪)「各社で検索エンジンが違うので、各社用にタグの付け方を工夫しないと結局売れないとということになります」(小羽)

”プロのノウハウ”も神通力を失いつつある。「デジタルに特化したエージェンシーなどでは、売れている写真の情報や写真家のノウハウを公開しています」(諏訪)機材の進化とあわせれば、それなりの技量があるアマチュアが進出するのも当然といえる。

「ただ、プロの写真家でもエージェンシーを活用してもらえる要素は残ってると思います。自然などのテーマは陳腐化しないと思います。そういうものの重要な情報を



一般社団法人 日本写真エージェンシー協会  
会長 小羽 真司

重要であるとして、マーケットにプロモーションする交渉力は持っています」やはり価値を知る者がその対価を得るということだろう。

当然ながらマイクロストックなどは流通量が多いので、採用の審査にはかなりのマンパワーを投入している。とはいえる1日1,000点を超える膨大な採用となるため、マニュアルに沿って選ぶことになる。「昔みたいにプロが見ているという訳じゃないですね。絵柄の審査と、他者の権利を侵害していないかのチェックが主になります」実際に明快かつドライな世界だ。

新たな販売形態が次々に現れる中、著作権者である写真家との契約形態も様変わりする。「海外のエージェンシーなどは契約によって付いてこない写真家は付いてこないでいいという判断でダイナミックに動き、そこから新しいムーブメントが出て来ます」(小羽)しかしこれは日本人の最も苦手とする部分とも言える。「正直、売る側としてはもどかしいところはありますが、写真家の方々を絶対にないがしろにはできません」(小羽)

## 著作権ビジネスの観点から

「ロイヤリティフリー」などの販売手法が定着したこと、種々の問題も発生している。一度の契約での使用期間が限定されている「ライツマネージド」の作品を無期限に使用したいなどの要望が電子出版関係から来ることもある。「いま、我々の間で議論に出るのは顧客にライセンスをする際に、写真家との契約で許されていない範囲のライセンスを絶対に行わないということですね」(小羽)「我々は著作権者ではなく、写真家との契約で扱っています」この問題に対応するためガイドラインの作成を検討しているという。

権利がらみのトラブルも流通量の拡大につれて増えている。特に多いのは被写体に関するものだ。「それは肖像権だけの問題ではなく、商標や意匠にしてもアマチュア写真家が一番弱いのは権利処理ですね」最近のマスコミ報道にもその責任の一端があるが、アマチュアに写真の投稿を勧める段階でのリスクについての説明が十分とは言えない状況もある。JPAに著作権担当の事業委員会があり、年に2回会員向けにフォーラ

ムの名称で著作権に関するセミナーを行っており、一部のエージェンシーでは写真家と直接話し合う機会も持っている。

プロの写真家であっても、問題が発生した時に内容証明郵便を出すなどの法的対応が自力でできる者はほとんどいないだろう。まして顧問弁護士を雇っているなど皆無に等しい。エージェンシーによっては写真家向けのセミナーなどでこの件についても触れており、法務に詳しい社員の募集が増加しているなど対応もされているが、現状では十分なコストをかけて権利処理業務を行うことは容易ではない。これは、とりもなおさず写真家側の研鑽が従来以上に求められているということだ。「**変革のいいタイミングではないでしょうか**」(小羽)

## 新しいストックフォト時代へ

ストックフォトにおける写真は、従来の「プレミアム商品」からITビジネスでは商品の中の一部として扱われ、コモディティ化してしまった。しかし、写真が使用されるマーケットの規模は小さくなっている。ワールドワイドで考えるとマイクロストックを含め金額的には落ちていない。新しいストックフォト時代に合わせられる写真家もいる。1点が何百円でも月に150~200万円売る人もいる。1日に売れる枚数が100点という事もある。この厳しい環境の中で生き残れる新しい世代、新しい写真家、生き残ってくる写真家が出てきた。

「かつてのストックフォトの流れを汲むところは月に数回仕入れをして、その都度掲載していくスタンスでやっていますが、新規参入の会社ではデータがその場を流れているような世界です。毎日何千、何万点という写真がストリームラインのように流れています」(小羽)もはや「ストック」という表現はそぐわなくなりつつあるのかも知れない。

ITビジネスが核になった以上、もう同じ場所に居ることはできない。常に動き続ける他に選択肢は無いのがこの世界だ。そして写真家はその流れの中にいる。

写真:岡野一之 HJPI320200000962

### 1 クリエイティブコモンズの成り立ちと経緯

2001年、米国の憲法学者ローレンス・レッシングらは、「クリエイティブコモンズ(Creative Commons)」という概念を提唱しました。クリエイティブコモンズは、インターネット／デジタル時代における著作権の新しい考え方と仕組みです(ツールとしてのライセンスを「クリエイティブコモンズ・ライセンス(CCライセンス)」と言います)。文章、音楽、写真を含む画像、映像などの情報コンテンツの作者が、自分の作品について「この条件さえ守れば自分の作品を自由に利用してよい」ということを、わかりやすいマークによって意思表示することができます。これにより、より自分の作品を利用してもらえる機会と、様々な作品を利用したい人たちの便益を増加することがクリエイティブコモンズの役割です。

クリエイティブコモンズは、ソフトウェアの分野で生まれたLinuxなどの「オープンソース」の考え方を文章、音楽、写真を含む画像、映像などの情報コンテンツの分野に応用しています。著作権による完全な権利保護(All Rights Reserved)と、誰も権利を有しておらず、自由に利用できる人類共有の財産(No Right=Public Domain)との間にある領域に着目し、情報コンテンツの作者が自らの作品について著作権で保護しつつ、「この条件であれば作品を自由に使ってよい」と意思表示するためのツールです(Some Rights Reserved)。

### 2 クリエイティブコモンズの6つの類型についての解説

クリエイティブコモンズは、「表示(BY)」、「非営利(NC)」、「変更禁止(ND)」、「継承(SA)」という4つの条件の組み合わせで、6つのライセンスとそのライセンスを示すわかりやすいマークで成り立っています。

「表示(BY)」は、その作品のクレジット(著作権者情報)を表示しなければならないという条件です。ライセンスのバージョンによって若干違いがありますが、一般的には

「著作者名などクレジット付与対象者の名前」、「作品のタイトル」、「作品のURL」などを表示する必要があります。「非営利(NC)」ライセンスで注意しなければならないことは、このライセンスが付与された作品は、著作権者に無断で利用する場合には営利目的利用ができないのですが、改めて著作権者に連絡して許諾を受ければ、営利目的利用も可能だという点です。「変更禁止(ND)」は、その作品を変更して利用してはならないという条件です。変更には画像のサイズ変更やトリミングも含む可能性があるので、この条件が付与されている画像の利用には注意が必要です。「継承(SA)」は、その作品に付与されているCCライセンスと同じライセンスで公開しなければならないという条件です。

### C 完全な権利保護

BY	表示
NC	非営利
ND	変更禁止
SA	継承

### PD パブリック・ドメイン

### 3 「©(マルシー)」か、CCライセンスか

クリエイターは、自らの作品について、いわゆる「©」という著作権を完全に保持した状態で公開するか、上記4つの条件を組み合わせた6つのライセンスの中から自分の目的に合ったCCライセンスを付与した状態で公開するか、を選択することができます。インターネット上のコンテンツにCCライセンスを付与する場合は、クリエイティブコモンズのウェブサイトからわかりやすい手続きで行うことができます。インターネット以外のアナログな物にCCライセンスを付与する場合には、CCライセンスの種類とラ

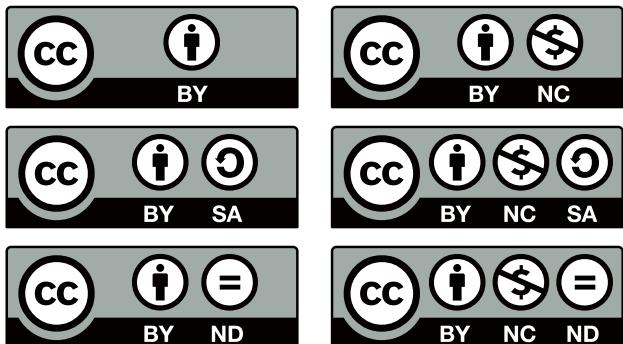
イセンスのURL、そして表示してもらいたい作者名や作品名などの表示を行う必要があります。

インターネットにより、作り手と受け手が直接つながることができる時代になり、クリエイターが、作品のデザインやクオリティだけでなく、ユーザーへの届け方や利用条件までをデザインする必要が出てきています。クリエイティブコモンズは、このような作品の届け方や利用条件までをデザインするためのツールであり、クリエイターに従来の著作権を完全に保持する以外の選択肢を与える仕組みと言うこともできるでしょう。

## 4 活用事例

クリエイティブコモンズが生まれて10年以上が経過し、CCライセンスも大きく普及してきました。みなさんが日常的に利用している Wikipedia や YouTube、Vimeoなどのプラットフォームから、TEDや大学等の教育素材、また最近では海外ではホワイトハウス、日本では総務省、経産省などが政府情報をCCライセンス付きで公開しています。写真分野におけるクリエイティブコモンズの採用で

### 組合せ自由



もっとも有名な事例は、写真の共有を目的としたコミュニティ・サイト「Flickr」です。ここでは何億枚ものCCライセンス付きの写真が公開され、利用が可能な状態となっています。

CCライセンス付きの素材や写真、画像が見つかるサイトもあります。Find CC (<http://findcc.net/>) は、写真、動画、音楽などのすべて無料で使えるクリエイティブコモンズの作品を一括検索できる無料ツールです。営利目的で使用したい場合など、使用目的に応じたコンテンツを探すことができます。

## 5 プロ写真家にとってのメリット

最近では、プロ写真家の方でも、自らの写真にCCライセンスを付与して上述の写真共有サービス「Flickr」において、自らのポートフォリオを作成している方も増えています。よく質問されることは、CCライセンスを付与して写真を公開すると「パクられる」のではないか?という質問です。しかし、これは勘違いです。CCライセンスを付与して公開しても、著作権を放棄しているわけではありません。付与したCCライセンスの利用条件に違反すれば遡って著作権侵害が成立します。「パクられる」リスクは、CCライセンスを付与することのリスクではなく、インターネット上に公開することに伴うリスクです。「パクられる」ことを恐れるのであれば、インターネット上で公開しないという手段しかありません。おすすめは、ある写真については「©」で、またある写真についてはクリエイティブコモンズで公開する等、プロジェクトごと、写真の種類に応じて、利用条件を区別して使い分ければよいと思います(上述の「Flickr」は「©」とCCライセンスをいずれも選択することができます)。例えば、音楽家の坂本龍一さんも、通常の楽曲は「©」でCDなどのフォーマットで販売していますが、政治・環境問題の提起やチャリティー目的で、より広く聴いてもらいたい楽曲についてはCCライセンスを付与して公開する等、楽曲の目的によって区別して利用しています。

プロ写真家にとってのCCライセンスの一番の可能性は、海外で利用してもらえる可能性を最大化できることです。CCライセンスを付与してウェブサイト上で公開していた写真について、海外のウェブサイトで紹介されたり、非営利(NC)ライセンスで公開していた写真を商用利用したいという問い合わせがあった等の話もよく聞きます。海外の方にも利用条件が一目でわかりやすいことがクリエイティブコモンズの魅力です。ぜひ、クリエイティブコモンズを活用して、自らの写真を海外に広める足がかりとしてみてください。

略歴: みずの たすく  
野野祐

弁護士。シティライツ法律事務所代表。Creative Commons Japan理事。Arts and Law代表理事。慶應義塾大学SFC研究所所員。著作に『クリエイターのための渡世術』(共著)、『オープンデザイン 参加と共創からはじまるつくりかたの未来』(共同翻訳・執筆)などがある。

Twitter @taaaaaaaaaask



## ■公益財団法人日本写真家協会 JPS 2015年新入会員展「私の仕事」

### 【東京展】

会期：7月16日(木)～22日(水) 10:00～18:00(最終日15:00まで)

会場：アイデムフォトギャラリー「シリウス」(日・祝休館)

オープニングパーティー：7月16日(木)18:00～

### 【大阪展】

会期：8月14日(金)～20日(木) 10:00～19:00(最終日14:00まで)

会場：富士フィルムフォトサロン 大阪(会期中無休)

平成27年度の新入会員数は34名。様々な分野での作品が一堂に会する展覧会となります。

会員それぞれの専門分野を生かした作品を1人2点、計68点(カラー・モノクロ)展示いたします。

## ■一般社団法人日本スポーツプレス協会

### 「The BEST～AJPS報道展2015～」 URL: <http://www.ajps.jp>

キヤノンギャラリー銀座

日時：2015年10月1日(木)～2015年10月7日(水)

キヤノンギャラリー梅田

日時：2015年10月15日(木)～2015年10月21日(水)

キヤノンギャラリーナゴ屋

日時：2015年10月29日(木)～2015年11月11日(水)

キヤノンギャラリー福岡

日時：2015年11月19日(木)～2015年12月1日(火)

キヤノンギャラリー仙台

日時：2016年1月5日(火)～2016年1月19日(火)

キヤノンギャラリー札幌

日時：2016年2月12日(金)～2016年2月23日(火)

## ■公益社団法人日本写真家協会「日本写真保存センター」

### 「知っていますか…ヒロシマ・ナガサキの原子爆弾」

日時：平成27年8月4日(火)～8月30日(日) 10:00～17:00 月曜休館 入場無料

場所：日本カメラ財団 JCIIフォトサロン

102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル1F Tel 03-3261-0300

共催：キヤノンマーケティングジャパン(株)

### 【展示作品】

ヒロシマ・ナガサキ被爆直後から1945年10月末までに撮影された写真で構成

撮影当時のフィルム、乾板などからプリントした写真約60点を展示

### 【講演会の開催】

8月5日(水) 14:00～16:00 JCIIビル6階 聴講無料

「ヒロシマからの出発」

講師：橋爪文、松本徳彦

8月8日(土) 14:00～16:00 JCIIビル6階 聴講無料

「記録の重み—被爆直後を撮影したフィルムの保存を」

講師：田良島哲、金子隆一

聴講：申込順FAXにて 03-3265-7460 まで



撮影：山端庸介 1945.8.10 日本写真保存センター寄託

### 表紙の写真

「オブジェとしてのヌード」写真：白鳥 真太郎

コメント：人体のフォルムの美しさを追求していた頃の作品です。モデルのポージングによって、結果としてエドワード・ウエ斯顿の有名なビーマンの写真を思い出させる一枚となりました。

発行 一般社団法人日本写真著作権協会 発行人 田沼 武能

e-mail : tuchida@jpca.gr.jp

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 JCIIビル 304

TEL&FAX : 03-3221-6655

発行所 (株)博秀工芸 <http://www.hakushu-arts.co.jp>